

藤田医科大学ばんたね病院

開放型病床実施要領

(目的)

第1条 本要領は、名古屋市医師会が定める「名古屋市医師会病診連携システム開放型病床利用要領」（以下「利用要領」という。）に基づき、藤田医科大学ばんたね病院（以下「当院」という。）が設置する開放型病床の円滑な運用に必要な事項を定める。

(名称、設置数)

第2条 当院に「藤田医科大学ばんたね病院開放型病床」（以下「開放型病床」という。）と称して、当院内病棟に5床を設置する。

(設置・運営の原則)

第3条 開放型病床の設置・運営は、別途定める名古屋市医師会との協定並びに名古屋市医師会開放型病床利用要領に基づいて行う。

- 2 開放型病床は、地域の開業医師と当院医師が協力して行う共同診療・指導を目的とした専用病床とし、その管理は当院が行い、管理に必要な経費は当院が負担する。
- 3 当院は、開放型病床の設置と運営を病院運営規程に明示し、適切な運用に努める。
- 4 開放型病床は、原則として登録医が診療している患者のうち、治療もしくは検査のために入院が必要と判断された患者を利用と対象とし、患者の同意を得て、登録医と共同で診療にあたるものとする。これに必要な運営方法については、別途定める「藤田医科大学ばんたね病院 開放型病床運用細則」（以下「運用細則」という。）によるものとする。
- 5 開放型病床利用登録医（以下「登録医」という。）は、名古屋市医師会病診連携システム登録医のうち、当院に登録した医師とする。
- 6 登録医は、共同診療・指導の実施にあたり、別途定める運用細則に基づく取り決めを遵守することとする。
- 7 登録医は、地域医療充実のための開放型病床の運用に向け、原則的に病院を訪問、共同診療を実施するよう努める。
- 8 開放型病床の運用上発生する問題については、当実施要領第4条における「藤田医科大学ばんたね病院 開放型病床運営協議会」において協議する。

(検討・調整期間の設置)

第4条 名古屋市医師会病診連携システム 開放型病床利用要領第6条に基づき、「藤田医科大学ばんだね病院 開放型病床運営協議会」(以下「開放型病床運営協議会」という。)を設置する。

- 2 運営協議会の設置及び運営は、別途定める「藤田医科大学ばんだね病院 開放型病床運営協議会規程」によるものとする。

(緊急時における開放型病床の使用)

第5条 災害、事故等の発生により多数の傷病者が病院に搬送され、受入病床に不足を来す場合には、当院の判断により開放型病床への新たな患者の受入を一時休止することができる。この際、当院は受入を休止した旨を開放型病床運営協議会あてに速やかに報告するものとする。

(その他)

第6条 当実施要領に定めのない事項については、運営協議会に諮り、これを協議するものとする。

附則

1. 当実施要領は、2017年9月1日より施行する。
2. 2018年10月10日 改訂